

改正

平成 3 年10月23日規則第38号

平成 6 年 3 月29日規則第 7 号

平成17年 3 月31日規則第18号

平成21年 3 月 4 日規則第 6 号

平成28年 3 月31日規則第46号

令和 2 年 6 月22日規則第52号

令和 3 年 4 月27日規則第29号

市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。以下「条例」という。）の施行につき必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第 2 条 条例第 2 条に規定する申請書は、市川市社会福祉法人助成申請書（様式第 1 号）とする。

一部改正〔平成 6 年規則 7 号〕

(決定通知)

第 3 条 条例第 3 条に規定する通知は、市川市社会福祉法人助成可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。この場合において、市長は、助成の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

全部改正〔平成 6 年規則 7 号〕

(支出の特例)

第 4 条 前条の規定により助成決定の通知を受けた社会福祉法人（以下「助成決定法人」という。）が、補助金による助成につき概算払を受けようとするときは、市川市社会福祉法人補助金概算払請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 6 年規則 7 号〕

(申請事項の変更等)

第 4 条の 2 助成決定法人は、条例第 2 条の規定による申請事項に変更を生じ、又は助成の対象となる事務若しくは事業（以下「助成事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市川市社会福祉法人助成事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、市川市社会福祉法人助成事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

追加〔平成 3 年規則38号〕、一部改正〔平成 6 年規則 7 号・21年 6 号〕

(実績報告)

第 5 条 助成決定法人は、助成事業が完了したときは、速やかに市川市社会福祉法人助成事業実績報告書（様式第 6 号）に、収入支出決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。助成の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、補助金による助成について前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を市川市社会福祉法人補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

追加〔平成21年規則6号〕

(交付請求)

第7条 助成決定法人は、補助金又は貸付金の交付を請求しようとするときは、市川市社会福祉法人補助金等交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成6年規則7号・21年6号〕

(助成の取消通知等)

第8条 市長は、条例第4条第2項の規定により助成の決定を取り消したときは、市川市社会福祉法人助成決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第4条第3項の規定により返還を命ずるときは、市川市社会福祉法人補助金等返還通知書(様式第10号)により通知するものとする。

一部改正〔平成6年規則7号・21年6号〕

(その他必要な事項)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成21年規則6号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔令和2年規則52号〕

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る給付金に関する特例)

2 第2条から第8条までの規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の感染拡大の防止を図るために自発的に取り組む措置として市長が適当と認めるものを講ずる社会福祉法人に対して交付する給付金の交付の申請、決定その他の交付手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加〔令和2年規則52号〕、一部改正〔令和3年規則29号〕

附 則(平成3年10月23日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月29日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成21年3月4日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月22日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月27日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則附則第5項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

市川市社会福祉法人助成申請書

年 月 日

市川市長

住 所
法 人 名
代表者名

下記の社会福祉事業を実施したいので、市川市社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成申請の内容(種類、程度)
- 2 助成対象事業名
- 3 事業計画の内容

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

様式第2号（第3条関係）

様式第2号(第3条関係)

市川市社会福祉法人助成可否決定通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付申請のあった社会福祉法人の助成について下記のとおり決定したので、市川市社会福祉法人の助成に関する条例第3条の規定により通知します。

記

	決 定 内 容
可とする	
否とする	否 と す る 理 由

(教示)

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成17年規則18号・21年6号〕

様式第3号(第4条関係)
様式第3号(第4条関係)

市川市社会福祉法人補助金概算払請求書

年 月 日

市川市長

法人名
代表者名

年 月 日付で補助金交付の決定のあった市川市社会福祉法人補助金の概算払を受けたいので、市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第4条の規定により概算払の請求をします。

記

請求金額

円

内 訳	{	交付決定額	円
		受領済額	円
		今回請求額	円

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

様式第4号（第4条の2関係）

様式第4号(第4条の2関係)

市川市社会福祉法人助成事業 { 変更
中止
廃止 } 承認申請書

年 月 日

市川市長

住 所
法 人 名
代表者名

年 月 日付で助成決定のあった市川市社会福祉法人の助成に係る助成事業を下記のとおり変更・中止・廃止したいので、市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第4条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成対象事業の内容
- 2 助成申請内容
- 3 変更・中止・廃止の理由

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

様式第5号（第4条の2関係）

様式第5号(第4条の2関係)

市川市社会福祉法人助成事業 { 変更
中止
廃止 } 承認通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付で申請のあった市川市社会福祉法人の助成に係る助成事業について下記のとおり変更・中止・廃止の承認をしたので、市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第4条の2第2項の規定により通知します。

記

(承認内容)

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

様式第6号（第5条関係）
様式第6号（第5条関係）

市川市社会福祉法人助成事業実績報告書

年 月 日

市川市長

住 所
法 人 名
代表者名

年 月 日付で助成を受けた事業の 年度事業が完了したので市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第5条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 当該助成事業実施による成果 別紙のとおり
- 2 助成内容
- 3 当該助成事業実施実績

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

様式第7号（第6条関係）
様式第7号（第6条関係）

市川市社会福祉法人補助金額確定通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けで実績報告のあった市川市社会福祉法人補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金額確定額 金 円

追加〔平成21年規則6号〕

様式第8号(第7条関係)
様式第8号(第7条関係)

市川市社会福祉法人補助金等交付請求書

年 月 日

市川市長

法人名
代表者名

年 月 日付をもって助成決定のあった社会福祉法人補助金等の交付を受けたいので市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成21年規則6号〕

様式第9号（第8条関係）
様式第9号（第8条関係）

市川市社会福祉法人助成決定取消通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付で通知した社会福祉法人の助成決定を下記のとおり取り消したので市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 取消し理由
- 2 助成決定内容
- 3 取消し内容
- 4 助成済内容
- 5 返還内容
(教示)

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成17年規則18号・21年6号・28年46号〕

様式第10号（第8条関係）
様式第10号（第8条関係）

市川市社会福祉法人補助金等返還通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付で通知した助成決定の取消しにより生じた補助金等の返還を市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

記

1 返還内容

2 返 還 日 本書を受理した日から20日以内

3 備 考
(教示)

全部改正〔平成6年規則7号〕、一部改正〔平成17年規則18号・21年6号・28年46号〕